

障害者活躍推進計画

令和2年4月1日
東部知多衛生組合

東部知多衛生組合における障害者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）第7条の2第1項の規定に基づき、東部知多衛生組合管理者が策定する障害者活躍推進計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

2. 障害者雇用に関する課題

本組合では、計画期間中での職員の採用を考えてはいないため、障害者の雇用に関しては困難ではあるが、採用を計画する際は障害者である応募者を念頭に置いた職員募集を検討することとする。

また今後、中途障害者として身体障害者となった職員が在籍することも考えられるため、組織的な体制整備が必要となる。

3. 取組内容

①障害者の活躍を推進する体制整備

- ・障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。
- ・障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は適正に選任する。

②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・障害者の雇用に備え、他機関の事例の収集・検討を行う。

③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・職員に対して、障害者雇用の理解を深めるためのパンフレット等を配布する。

④その他

- ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。